

## Ⅶ 参 考 事 項

- 1 税務機構等に関すること
  - (1) 税務職員の配置状況
  - (2) 税務事務分掌
  - (3) 税務職員数年度別比較
  - (4) 税務経験年数
  - (5) 税務職員年齢別
  
- 2 市税徴収に要する経費
  
- 3 税率の変遷
  
- 4 市民税（個人）所得控除額等の推移
  
- 5 令和元年度県下40市の市税決算状況



1 税務機構等に関すること

(1) 税務職員の配置状況

(令和3年4月1日現在)

課名	係名	計	理事	次長	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	主事補	参与
税制課		1			1									
	庶務係	5							1	2	1	1		
	税制調査係	5					1			2		2		
	小計	11	0	0	1	0	1	0	1	4	1	3	0	0
特別債権回収課		1		1										
	公債権係	8							1		4	3		
	小計	9	0	1	0	0	0	0	1	0	4	3	0	0
納税課		2	1			1								
	納税対策係	8							1	2	2	3		
	納税第1係	15					1			1	1	10	2	
	納税第2係	11					1			2	3	4	1	
	納税第3係	6							1	2	2	1		
	小計	42	1	0	0	1	2	0	2	7	8	18	3	0
市民税課		1			1									
	諸税係	9					1			1	2	4	1	
	市民税第1係	6					1				2	3		
	市民税第2係	10					1				2	5	2	
	市民税第3係	9					1			1		5	2	
	市民税第4係	9					1			1	2	3	2	
	小計	44	0	0	1	0	5	0	0	3	8	20	7	0
固定資産税課		1			1									
	償却資産係	5					1					4		
	家屋第1係	8					1			2	3	1	1	
	家屋第2係	13					1			1	5	3	3	
	土地第1係	6					1				3	2		
	土地第2係	7					1			1	3	1	1	
	小計	40	0	0	1	0	5	0	0	4	14	11	5	0
<b>合計</b>		146	1	1	3	1	13	0	4	18	35	55	15	0

※税務職員数には部長及び県派遣職員を含まず。以下(3),(4),(5)同じ。

(2) 税務事務分掌

部名	課名	係名	事務分掌
理          財          部	税制課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>課の予算経理及び税務担当課の経理に関する事。</li> <li>市税調定及び県民税払込報告に関する事。</li> <li>市税の還付及び充当に関する事。</li> <li>市税の収納の確認に関する事。</li> </ul>
		税制調査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務行政の企画調整及び税制の調査研究に関する事。</li> <li>固定資産評価審査委員会に関する事。</li> <li>納税義務者に係る調査に関する事。</li> <li>市税に係る照会に対する回答に関する事。</li> </ul>
	特別債権回収課	公債権係	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の部課から移管を受けた市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料の徴収及び滞納処分（不動産公売含む。）に関する事。</li> <li>市債権の滞納整理に係る企画調整に関する事。</li> </ul>
	納税課	納税対策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>課の予算経理に関する事。</li> <li>市税の統計資料作成に関する事。</li> <li>口座振替事務に関する事。</li> </ul>
		納税第1係 納税第2係 納税第3係	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税（国民健康保険税を除く。）の徴収及び滞納整理に関する事。</li> <li>督促状等による納税催告、納税相談、差押、徴収・換価猶予。</li> </ul>
		市民税課	諸税係
	市民税第1係		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税に係る賦課事務の企画立案及び調整に関する事。</li> <li>個人市民税の賦課調定に関する事。</li> </ul>
	市民税第2係 市民税第3係 市民税第4係		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税の賦課調定に関する事。</li> </ul>
	固定資産税課		償却資産係
		家屋第1係	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋に係る賦課事務の企画立案に関する事。</li> <li>家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関する事。</li> </ul>
家屋第2係		<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関する事。</li> <li>家屋に係る固定資産の調査及び評価に関する事。</li> </ul>	
土地第1係		<ul style="list-style-type: none"> <li>土地に係る賦課事務の企画立案に関する事。</li> <li>土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関する事。</li> <li>土地に係る固定資産の調査及び評価に関する事。</li> </ul>	
土地第2係		<ul style="list-style-type: none"> <li>土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関する事。</li> <li>土地に係る固定資産の調査及び評価に関する事。</li> <li>土地に係る評価事務の基礎調査に関する事。</li> </ul>	

## (3) 税務職員数年度別比較

(各年4月1日現在)

区分	年度	平成28年度	29	30	令和元年度	2	3
		人	人	人	人	人	人
市職員数		4,303	4,460	4,590	4,636	4,661	4,744
市長部局職員数 (A)		2,321	2,416	2,501	2,465	2,482	2,518
税務職員数 (B)		143	143	145	147	144	146
(B)／(A)		6.2%	5.9%	5.8%	6.0%	5.8%	5.8%

## (4) 税務経験年数

(令和3年4月1日現在)

課名	年数	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	15年未満	20年未満	20年以上	計	平均年数
		人	人	人	人	人	人	人	人	年
税制課		1	3	1	5		1		11	5.0
特別債権回収課			2	2	4	1			9	5.1
納税課		7	9	12	12	1	1		42	4.0
市民税課		5	19	10	10				44	3.0
固定資産税課		9	16	8	3	3	1		40	2.9
計		22	49	33	34	5	3	0	146	3.5

## (5) 税務職員年齢別

(令和3年4月1日現在)

課名	年齢	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
		人	人	人	人	人	人	人	人	歳
税制課		1		2	2	3	3		11	39.5
特別債権回収課		1	1	1	4	1		1	9	36.0
納税課		2	12	7	8	6	4	3	42	35.0
市民税課		10	9	10	5	4	2	4	44	33.0
固定資産税課		7	6	12	5	2	4	4	40	34.5
計		21	28	32	24	16	13	12	146	34.7

## 2 市税徴収に要する経費

区分		年度	平成29年度	30	令和元年度	2	3 (見込)	
			千円	千円	千円	千円	千円	
税収入額	1 市税		95,221,641	96,253,735	97,414,545	98,362,445	90,925,105	
	2 個人県民税		25,697,550	26,002,394	26,624,011	27,212,652	25,770,509	
	3 合計		120,919,191	122,256,129	124,038,556	125,575,097	116,695,614	
徴 税 費	人 件 費	4 基本給	476,682	481,129	486,251	483,430	506,553	
		5 諸手当	336,803	340,809	354,524	364,497	359,642	
		6 共済組合負担金等	171,544	174,369	168,526	166,039	174,967	
		7 報酬	20,278	27,529	33,904	56,066	58,050	
		8 その他	89	22	0	15,216	23,780	
		9 小計	1,005,396	1,023,858	1,043,205	1,085,248	1,122,992	
	需 用 費	10 旅費	814	593	904	277	1,263	
		11 賃金	25,983	23,707	22,577	0	0	
		12 その他	390,167	528,054	512,633	510,168	751,199	
		13 小計	416,964	552,354	536,114	510,445	752,462	
	に 類 す る 経 費	報 奨 金 及 び こ れ	14 前納報奨金	0	0	0	0	0
			15 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0	0
			16 納税奨励金	0	0	0	0	0
			17 その他	0	0	0	0	0
			18 小計	0	0	0	0	0
	19 その他		379,101	311,862	546,102	335,112	496,400	
	20 小計		1,801,461	1,888,074	2,125,421	1,930,805	2,371,854	
	県民税徴収取扱費	21 納税義務者数を基準にした金額		911,894	928,612	946,893	964,678	952,600
		22 報奨金の額に相当する金額等		52,359	57,898	56,990	50,207	50,300
		23 合計		964,253	986,510	1,003,883	1,014,885	1,002,900
市税徴収にかかる経費	24 20-23		837,208	901,564	1,121,538	915,920	1,368,954	
税収額に対する徴税費の割合	25 20/3		1.49%	1.54%	1.71%	1.54%	2.03%	
	26 24/1		0.88%	0.94%	1.15%	0.93%	1.51%	
徴税職員数	総務関係		11	11	11	11	11	
	課税関係		79	76	79	77	76	
	徴収関係		55	55	56	56	56	
	27 合計		145	142	146	144	143	
職員1人当り人件費	9/27		6,934	7,210	7,145	7,536	7,853	

(「課税状況等の調」より)

### 3 税率の変遷

税目		年度	平成26年度	27	
市民税	個人	均等割(円)	3,500	同 左	
		所得割	6%	同 左	
	法人	均等割(円)	○公益法人等や収益事業を行う人格のない社団等など 地方税法において最低税率を適用 又は 資本金等の額 1千万円以下 従業者50人以下 50,000 ○資本金等の額 1千万円以下 従業者50人超 120,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人以下 130,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人超 150,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000 ○資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000 ○資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000 (平成20年4月1日以後終了事業年度から)	同 左	
		法人税割	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上 12.1% 上記以外 9.7% (平成26年10月1日以後開始事業年度から)	同 左	
固定資産税		1.4%	[ 免税点 土地30万円 家屋20万円 ] 償却資産 150万円	同 左	
軽自動車税 (円)		○原付自転車 50cc以下 1,000 50cc超90cc以下 1,200 90cc超125cc以下 1,600 ミニカー 2,500 ○小型特殊 農耕作業用 1,600 その他 4,700 ○二輪小型自動車 4,000	○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 四輪以上 乗 [ 営業用 5,500 用 [ 自家用 7,200 貨 [ 営業用 3,000 物 [ 自家用 4,000 雪上車 2,400	○原付自転車 50cc以下 1,000 50cc超90cc以下 1,200 90cc超125cc以下 1,600 ミニカー 2,500 ○小型特殊 農耕作業用 1,600 その他 4,700 ○二輪小型自動車 4,000	○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 ( 3,900 ) 四輪以上 乗 [ 営業用 5,500 ( 6,900 ) 用 [ 自家用 7,200 ( 10,800 ) 貨 [ 営業用 3,000 ( 3,800 ) 物 [ 自家用 4,000 ( 5,000 ) 雪上車 2,400 ※三輪以上の軽自動車に係る( )内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用
市たばこ税		(平成25年4月1日以降) 1,000本につき 5,262円 旧 3級品 1,000本につき 2,495円		同 左	
特別土地保有税		1.4% (保有分) 3% (取得分)	H15.4.1からは 新たな課税停止	同 左	
入湯税		鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日150円 課税対象となる鉱泉浴場はなし		同 左	
事業所税		資産割 事業所床面積 1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%		同 左	
都市計画税		0.3%		同 左	

28・29	30
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
○原付自転車 50cc以下 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700 ○小型特殊 農耕作業用 2,400 その他 5,900 ○二輪小型自動車 6,000	○軽自動車 二輪 3,600 三輪 3,100( 3,900) 四輪以上 乗〔営業用 5,500( 6,900) 用〕自家用 7,200(10,800) 貨〔営業用 3,000( 3,800) 物〕自家用 4,000( 5,000) 雪上車 3,600 ※三輪以上の軽自動車に係る( )内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用
(平成28年4月1日以降) 1,000本につき 5,262円 旧 3級品 (H28.4.1以降) 1,000本につき 2,925円 (H29.4.1以降) 1,000本につき 3,355円	(平成30年10月1日以降) 1,000本につき 5,692円 旧 3級品 (H30.4.1以降) 1,000本につき 4,000円
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左

税率の変遷(続き)

税目		年度	令和元年度
市 民 税	個人	均等割(円)	3,500
		所得割	6%
	法人	均等割(円)	○公益法人等や収益事業を行う人格のない社団等など 地方税法において最低税率を適用 又は 資本金等の額 1千万円以下 従業者50人以下 50,000 ○資本金等の額 1千万円以下 従業者50人超 120,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人以下 130,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人超 150,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000 ○資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000 ○資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000 (平成20年4月1日以後終了事業年度から)
		法人税割	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上 8.4% 上記以外 6.0% (令和元年10月1日以後開始事業年度から)
		固定資産税	1.4% [ 免税点 土地30万円 家屋20万円 ] 償却資産 150万円
軽自動車税(円)	○原付自転車 ○軽自動車 50cc以下 2,000 二輪 3,600 50cc超90cc以下 2,000 三輪 3,100( 3,900) 90cc超125cc以下 2,400 四輪以上 ミニカー 3,700 乗 [ 営業用 5,500( 6,900) ○小型特殊 農耕作業用 2,400 用 [ 自家用 7,200(10,800) その他 5,900 貨 [ 営業用 3,000( 3,800) 物 [ 自家用 4,000( 5,000) ○二輪小型自動車 6,000 雪上車 3,600 ※三輪以上の軽自動車に係る( )内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用		
市たばこ税	(令和元年10月1日以降) 1,000本につき 5,692円 旧 3級品 1,000本につき 5,692円		
特別土地保有税	H15.4.1からは 1.4% (保有分) 3% (取得分) 新たな課税停止		
入湯税	鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日150円 課税対象となる鉱泉浴場はなし		
事業所税	資産割 事業所床面積 1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%		
都市計画税	0.3%		



2	3
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
(令和2年10月1日以降) 1,000本につき 6,122円	(令和3年10月1日以降) 1,000本につき 6,552円
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左

4 市民税（個人）所得控除額等の推移

区分		年度	平成21・22・23年度	24
所得金額	給与所得控除		(1) 1,800,000円以下 収入金額×40% (最低控除額 650,000円)	同 左
			(2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円	
			(3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円	
			(4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+1,200,000円	
			(5) 1,000万円を超える場合 収入金額× 5%+1,700,000円	
		(注) 660万円未満の場合、所得税法別表5から算出		
専従者控除	(青色)		適正な給与の支給額	同 左
	(白色)		配偶者のみ860,000円 以外500,000円	同 左
所得控除	雑損		差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円=B A、Bのうちいずれか多いほうの金額	同 左
	医療費	医療費の額－補てん額－ (限度額200万円)	総所得金額等×5%か 10万円のいずれか 少ない金額	同 左
	社会保険料		支払った保険料の額	同 左
	小規模企業共済等掛金		支払った掛金の額	同 左
	生命保険料		一般の生命保険料、個人年金保険料 それぞれについて (1) 15,000円以下： 全額 (2) 15,000円を超え、40,000円以下： 支払保険料×1/2 + 7,500円 (3) 40,000円を超え、70,000円以下： 支払保険料×1/4 + 17,500円 (4) 70,000円超： 35,000円	同 左
	地震（損害）保険料		損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度（H18.12.31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度）	同 左
	寡婦（夫）・勤労学生	一般寡婦・寡夫・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円		同 左
	障害者	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円	
	配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円 同居特別障害者の配偶者 560,000円 同居特別障害者の老人配偶者 610,000円 配偶者特別控除 330,000円（最高）	同居特別障害者の配偶者の加算額（23万円）の 配偶者控除から障害者控除への振替 330,000円 老人配偶者 380,000円 配偶者特別控除 330,000円（最高）	
	扶養	330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円 同居特別障害 560,000円 同居特別障害特定扶養 680,000円 同居特別障害老人扶養 610,000円 同居特別障害同居老親等 680,000円	16歳未満の年少扶養控除の廃止 16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分 （12万円）の廃止 同居特別障害者扶養の加算額（23万円）の扶養 控除から障害者控除への振替 330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円	
基礎		330,000円	同 左	
参考	障未寡の非課税の範囲		合計所得金額125万円以下	同 左
	非課税限度額	均等割 (法 295条第3項)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+210,000円	同 左
		所得割 (法附則第3条の3)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+320,000円	同 左
	寄附金（H21より所得控除から税額控除に変更）		総所得金額等の合計額の30%以下、適用下限額 5,000円 所得割額 1 割内の特例控除（ふるさと納税）	適用下限額2,000円

25	26・27	28
同 左	(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+ 1,200,000円 (5) 1,000万円を超え1,500万円以下 収入金額× 5%+ 1,700,000円 (6) 1,500万円を超える場合 2,450,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
一般生命、個人年金及び介護医療各保険料 (1) 12,000円以下： 全額 (2) 12,000円を超え、32,000円以下： 支払保険料×1/2 + 6,000円 (3) 32,000円を超え、56,000円以下： 支払保険料×1/4 + 14,000円 (4) 56,000円超： 28,000円 各合計上限額 70,000円 ※H23.12.31までの契約締結分は従来どおり	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	ふるさと納税の特例控除額の上限が所得割額の1割から2割に引上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

市民税（個人）所得控除額等の推移（続き）

年度		平成29年度	30	
所得金額	給与所得控除	(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+ 1,200,000円 (5) 1,000万円を超え1,200万円以下 収入金額× 5%+ 1,700,000円 (6) 1,200万円を超える場合 2,300,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出	(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+ 1,200,000円 (5) 1,000万円を超える場合 2,200,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表5から算出	
	専従者控除	(青色) 適正な給与の支給額 (白色) 配偶者のみ860,000円 以外500,000円	同 左 同 左	
	雑損	差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円=B A、Bのうちいずれか多いほうの金額	同 左	
医療費	医療費の額－補てん額－ (限度額200万円) 総所得金額等×5% か 10万円のいずれか 少ない金額	○一般分 医療費の額－補てん額 －(総所得金額等×5% か 10万円の いずれか少ない金額) (限度額200万円) ○セルフメディケーション分 医薬品購入費－補てん額－12,000円 (限度額88,000円) ※一般分と選択適用		
社会保険料	支払った保険料の額	同 左		
小規模企業共済等掛金	支払った掛金の額	同 左		
所得控除	生命保険料	一般生命、個人年金及び介護医療各保険料 (1) 12,000円以下： 全額 (2) 12,000円を超え、32,000円以下： 支払保険料×1/2 + 6,000円 (3) 32,000円を超え、56,000円以下： 支払保険料×1/4 + 14,000円 (4) 56,000円超： 28,000円 各合計上限額 70,000円 ※H23.12.31までの契約締結分は従来どおり	同 左	
	地震（損害）保険料	損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度(H18.12.31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度)	同 左	
	寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生	一般寡婦・寡夫・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円	同 左	
	障害者	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円	同 左	
	配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円 配偶者特別控除 330,000円(最高)	同 左	
	扶養	330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円	同 左	
	基礎	330,000円	同 左	
	障害者・未成年者・寡婦(夫) ひとり親の非課税の範囲	合計所得金額125万円以下	同 左	
	参考	非課税 限度額	均等割 (法 295条第3項) 350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+210,000円	同 左
		所得割 額	所得割 (法附則第3条の3) 350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+320,000円	同 左
寄附金(税額控除)		ふるさと納税の特例控除額の上限が所得割額の1 割から2割に引上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	同 左	



5 令和元年度県下40市の市税決算状況 (市町村決算概要による)

市名	区分	人口(推計人口) 02.04.01 (A) 人	面積 Km <sup>2</sup>	普通会計		
				歳入決算額 千円	歳出決算額 千円	歳入歳出差引額 千円
1	さいたま市	1,314,102	217.43	553,677,810	547,430,304	6,247,506
2	川越市	354,463	109.13	112,570,261	109,094,781	3,475,480
3	熊谷市	194,246	159.82	69,990,264	64,617,772	5,372,492
4	川口市	594,552	61.95	213,602,795	203,864,761	9,738,034
5	行田市	78,929	67.49	27,720,713	26,788,532	932,181
6	秩父市	59,787	577.83	31,878,159	29,931,655	1,946,504
7	所沢市	341,289	72.11	119,142,110	113,074,590	6,067,520
8	飯能市	79,544	193.05	30,399,741	29,163,027	1,236,714
9	加須市	110,764	133.30	44,881,247	40,171,244	4,710,003
10	本庄市	76,922	89.69	29,822,772	27,709,035	2,113,737
11	東松山市	92,196	65.35	33,215,724	31,971,557	1,244,167
12	春日部市	229,593	66.00	73,317,264	69,662,510	3,654,754
13	狭山市	148,924	48.99	46,457,858	45,925,663	532,195
14	羽生市	53,728	58.64	19,703,828	18,624,071	1,079,757
15	鴻巣市	117,046	67.44	39,878,257	37,960,776	1,917,481
16	深谷市	141,803	138.37	59,624,448	54,529,479	5,094,969
17	上尾市	226,202	45.51	65,361,033	63,200,708	2,160,325
18	草加市	251,184	27.46	80,696,764	76,729,868	3,966,896
19	越谷市	346,108	60.24	107,932,431	102,443,939	5,488,492
20	蕨市	74,996	5.11	25,751,178	24,085,741	1,665,437
21	戸田市	142,068	18.19	59,573,667	55,347,469	4,226,198
22	入間市	146,375	44.69	42,258,098	41,061,047	1,197,051
23	朝霞市	142,864	18.34	44,433,341	43,266,460	1,166,881
24	志木市	75,214	9.05	25,834,592	23,970,528	1,864,064
25	和光市	84,023	11.04	29,823,590	27,769,763	2,053,827
26	新座市	164,467	22.78	57,716,717	56,021,840	1,694,877
27	桶川市	74,269	25.35	25,005,296	24,477,257	528,039
28	久喜市	150,808	82.41	50,844,709	48,751,762	2,092,947
29	北本市	65,432	19.82	21,281,200	20,241,804	1,039,396
30	八潮市	93,101	18.02	32,279,757	30,921,222	1,358,535
31	富士見市	110,234	19.77	34,958,878	34,134,550	824,328
32	三郷市	141,784	30.13	51,236,822	48,957,718	2,279,104
33	蓮田市	61,387	27.28	20,315,896	19,337,886	978,010
34	坂戸市	101,143	41.02	32,597,222	30,793,681	1,803,541
35	幸手市	50,484	33.93	17,192,756	16,384,118	808,638
36	鶴ヶ島市	70,095	17.65	23,156,494	22,042,464	1,114,030
37	日高市	55,114	47.48	19,013,819	18,049,940	963,879
38	吉川市	71,869	31.66	26,396,450	25,797,344	599,106
39	ふじみ野市	112,763	14.64	39,075,694	37,141,528	1,934,166
40	白岡市	52,073	24.92	15,160,143	14,483,337	676,806
	市計	6,851,945	2,823.08	2,453,779,798	2,355,931,731	97,848,067

※人口は、埼玉県発表の推計人口による

基準財政需要額 千円	基準財政収入額 千円	財政力指数 29～R1	普通地方交付税 千円	市税決算額 (B) 千円	市民一人当り 市税負担額 (B)／(A) 円
233,949,200	228,855,331	0.98	4,997,129	274,011,537	208,516
48,253,102	46,849,373	0.97	1,361,232	57,888,269	163,313
29,610,079	26,421,935	0.89	4,312,654	31,116,750	160,192
80,320,703	77,434,988	0.96	3,812,165	97,414,545	163,845
13,305,744	9,385,790	0.71	4,084,460	10,659,727	135,055
13,911,323	7,879,202	0.57	6,260,676	9,000,801	150,548
44,979,167	43,609,431	0.97	1,330,122	53,476,843	156,691
13,338,787	10,231,481	0.77	3,198,110	12,190,023	153,249
18,889,490	14,227,237	0.75	4,985,345	15,869,262	143,271
13,260,140	10,018,894	0.76	3,373,045	11,465,085	149,048
13,443,717	11,845,993	0.88	1,585,884	13,488,359	146,301
33,359,591	25,153,584	0.77	8,813,080	28,698,782	124,999
20,922,938	19,023,951	0.91	1,880,560	21,839,301	146,647
8,622,889	6,922,184	0.80	1,689,980	7,855,243	146,204
18,922,989	13,304,805	0.71	6,021,231	15,316,694	130,860
22,950,617	17,402,593	0.77	6,075,643	19,573,466	138,033
28,799,185	26,024,028	0.91	2,725,724	31,521,848	139,353
33,092,182	30,662,333	0.92	2,444,519	37,531,953	149,420
45,197,481	41,909,986	0.93	3,266,091	49,566,290	143,210
10,880,404	9,588,273	0.87	1,282,549	11,939,794	159,206
18,436,289	22,793,431	1.24	0	29,621,965	208,506
19,637,592	18,162,088	0.93	1,478,294	21,547,923	147,210
19,001,397	18,921,666	0.99	62,996	22,978,846	160,844
10,750,365	9,265,253	0.86	1,395,725	11,242,820	149,478
11,395,804	12,520,163	1.06	0	15,656,638	186,338
22,172,560	20,253,205	0.91	1,899,827	24,541,343	149,217
10,711,956	8,718,920	0.82	1,984,123	10,372,185	139,657
23,189,502	19,931,118	0.87	3,963,219	23,212,670	153,922
9,717,179	7,703,328	0.81	2,011,089	8,926,424	136,423
13,452,361	13,809,278	1.03	0	17,370,097	186,573
15,632,167	13,124,245	0.83	2,494,155	15,889,232	144,141
19,894,400	19,036,707	0.96	840,172	22,633,387	159,633
9,453,728	7,262,140	0.77	2,169,027	8,174,861	133,169
14,104,722	11,620,834	0.83	2,471,466	13,623,905	134,699
8,079,782	5,921,453	0.73	2,151,213	6,748,756	133,681
9,766,695	8,499,548	0.88	1,258,235	10,065,010	143,591
8,395,088	7,373,686	0.88	1,014,008	8,408,396	152,564
9,750,231	8,437,413	0.86	1,307,682	9,792,898	136,260
16,827,766	13,559,689	0.82	3,597,968	16,633,656	147,510
7,539,554	6,425,277	0.86	1,105,046	7,345,157	141,055
1,023,918,866	930,090,834	0.87	104,704,444	1,115,210,741	162,758

区分 市名		市民税			固定資産税 千円
		千円	個人 千円	法人 千円	
1	さいたま市	155,052,029	132,819,624	22,232,405	86,679,515
2	川越市	26,523,901	21,890,884	4,633,017	22,880,683
3	熊谷市	14,628,167	11,282,417	3,345,750	12,908,990
4	川口市	44,999,720	40,044,829	4,954,891	37,656,322
5	行田市	4,874,794	4,160,635	714,159	4,415,388
6	秩父市	3,278,675	2,801,563	477,112	4,782,065
7	所沢市	26,266,658	23,026,710	3,239,948	20,222,288
8	飯能市	5,219,463	4,495,139	724,324	5,500,826
9	加須市	6,698,795	5,634,265	1,064,530	7,584,088
10	本庄市	4,896,449	4,036,437	860,012	5,064,532
11	東松山市	6,076,533	4,963,100	1,113,433	5,945,576
12	春日部市	14,440,288	12,664,087	1,776,201	11,069,806
13	狭山市	10,202,984	8,764,514	1,438,470	9,394,827
14	羽生市	3,270,968	2,746,179	524,789	3,692,343
15	鴻巣市	7,710,305	6,785,000	925,305	6,083,671
16	深谷市	8,910,147	7,528,712	1,381,435	8,732,780
17	上尾市	15,796,681	13,869,366	1,927,315	11,881,012
18	草加市	18,838,909	15,994,015	2,844,894	14,102,695
19	越谷市	24,916,586	21,688,456	3,228,130	18,777,750
20	蕨市	5,755,832	5,147,422	608,410	4,428,318
21	戸田市	13,720,184	10,486,496	3,233,688	12,973,025
22	入間市	9,814,832	8,575,607	1,239,225	9,256,993
23	朝霞市	11,476,843	10,555,901	920,942	9,251,221
24	志木市	5,926,891	5,418,845	508,046	4,276,995
25	和光市	7,618,617	7,102,006	516,611	6,406,627
26	新座市	11,916,388	10,461,845	1,454,543	10,063,833
27	桶川市	4,941,055	4,410,477	530,578	4,171,855
28	久喜市	10,484,083	8,764,603	1,719,480	10,446,372
29	北本市	4,231,035	3,829,889	401,146	3,786,175
30	八潮市	7,126,584	5,829,350	1,297,234	7,992,204
31	富士見市	8,043,605	7,377,269	666,336	5,910,859
32	三郷市	9,998,698	8,691,226	1,307,472	10,063,326
33	蓮田市	4,163,976	3,694,085	469,891	3,353,910
34	坂戸市	6,449,642	5,655,304	794,338	5,732,515
35	幸手市	2,951,236	2,518,037	433,199	2,995,883
36	鶴ヶ島市	4,726,766	4,165,964	560,802	4,203,009
37	日高市	3,543,088	2,931,381	611,707	4,033,610
38	吉川市	4,790,824	4,342,074	448,750	3,931,116
39	ふじみ野市	8,029,518	7,292,798	736,720	6,722,637
40	白岡市	3,689,225	3,259,118	430,107	3,137,487
市 計		552,000,974	475,705,629	76,295,345	430,513,127



軽自動車税	市たばこ税	鉱産税	特別土地保有税	入湯税	事業所税	都市計画税
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,394,571	7,494,606	0	0	4,036	4,809,015	18,577,765
598,074	2,047,042	0	0	524	1,672,632	4,165,413
509,060	1,267,098	0	0	0	0	1,803,435
633,833	3,889,767	0	0	0	1,431,988	8,802,915
225,846	521,833	0	0	3,581	0	618,285
232,241	371,960	5,331	0	13,568	0	316,961
465,369	1,878,232	0	0	0	776,366	3,867,930
199,585	427,868	1,343	0	1,596	0	839,342
324,421	732,016	0	0	0	0	529,942
234,778	585,487	0	0	0	0	683,839
227,917	614,898	0	0	0	0	623,435
379,179	1,429,777	0	0	0	0	1,379,732
284,694	949,004	0	0	0	0	1,007,792
152,362	382,261	0	0	12,198	0	345,111
244,024	550,477	0	0	0	0	728,217
416,818	969,532	0	0	4,273	0	539,916
339,964	1,235,830	0	0	0	0	2,268,361
261,575	1,700,682	0	0	0	0	2,628,092
421,726	2,258,974	0	0	0	748,296	2,442,958
46,863	650,199	0	0	0	0	1,058,582
117,695	997,705	0	0	0	0	1,813,356
294,491	829,006	3	567	0	0	1,352,031
138,739	811,596	0	0	0	0	1,300,447
78,370	305,505	0	0	0	0	655,059
65,494	446,673	0	0	0	0	1,119,227
196,555	952,945	0	0	0	0	1,411,622
140,803	379,255	0	0	0	0	739,217
321,373	971,385	0	0	736	0	988,721
125,838	388,856	0	0	0	0	394,520
134,575	769,925	0	0	0	0	1,346,809
135,588	750,331	0	0	0	0	1,048,849
201,802	1,428,757	0	0	0	0	940,804
112,912	361,821	0	0	0	0	182,242
215,101	551,823	0	0	0	0	674,824
119,673	357,186	0	0	0	0	324,778
133,347	460,966	0	0	0	0	540,922
150,334	351,375	0	0	0	0	329,989
121,923	464,576	0	0	0	0	484,459
140,290	547,065	0	0	0	0	1,194,146
94,795	252,735	0	0	0	0	170,915
10,632,598	42,337,029	6,677	567	40,512	9,438,297	70,240,960

---

---

## 市 税 概 要 (令和3年度版)

発行 川 口 市 役 所

編集 理 財 部 税 制 課

印刷 総 務 部 行 政 管 理 課

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048(258)1110 (代表)

令 和 3 年 1 0 月 発 行

---

---